

質問回答書（その2）

件名：第8期焼津市公共施設高压電力包括需給

番号	質問	回答
1	<p>仕様書の3 その他（9）に「この仕様に定めのない事項は、当該地域を管轄する見做し小売電気事業者が定める供給条件による」とございますが、こちらは制限中止割引（停電時等の割引制度）も含まれますでしょうか。</p> <p>弊社は電気供給条件に基づく供給となり、供給中止及び制限に対する割引はございません。</p> <p>弊社が落札した場合は、電気供給条件及び当該料金表にて対応いただくことは可能ですでしょうか。</p>	<p>承知しました。</p>
2	<p>契約書（案）第6条の500kw以上の地点につきまして、契約電力の変更が必要な場合、発注者と受注者が協議のうえ変更となりますが、ご了承いただけますでしょうか。</p> <p>また、弊社落札後、上記の内容を契約書へ追記いただけますでしょうか。</p>	<p>承知しました。</p>
3	<p>契約書（案）第9条2のお支払期日につきまして、弊社供給条件では「支払い義務発生日の翌日から起算して30日以内」と定めております。支払義務発生日とは、弊社が定例検針日を考慮してあらかじめ定めた日となります。ご了承いただけますでしょうか。</p> <p>また、弊社落札の際、契約書においても上記の内容へ記載をご変更いただけますでしょうか。</p>	<p>承知しました。なお、詳細につきましては、協議により決定させていただきます。</p>
4	<p>契約書（案）第9条2項の遅延利息につきまして、弊社の供給条件では、「その算定の対象となる料金から、消費税等相当額を差し引いた金額に10パーセントの割合を乗じて算定してえた金額」と記載されております。ご了承いただけますでしょうか。</p>	<p>承知しました。なお、詳細につきましては、協議により決定させていただきます。</p>

	また、弊社落札の際、契約書においても上記の内容へ記載をご変更いただけますでしょうか。	
5	仕様書及び契約書に定めのない事項については、弊社供給条件及び料金表によるものとなります。ご了承いただけますでしょうか。 また、弊社落札の際、契約書においても上記の内容へ記載をご変更いただけますでしょうか。 仕様書につきましても、契約書に合綴する場合は同様に變更いただくことは可能でしょうか。	詳細につきましては協議により決定させていただきます。
6	開札の立ち合いは必須でしょうか。	必須ではありません。立ち合いされる場合は、公告のとおりお願いします。
7	消費税または、一般送配電事業者が託送料金の改定に伴う値上げ、値下げを行った際に、その改定分の契約単価変更を行いますかよろしいでしょうか。	詳細につきましては協議により決定させていただきます。
8	仕様書や契約書（案）に記載されている燃料費調整額には、市場価格調整額が含まれるという認識でよろしいでしょうか。 （弊社落札後、中部エリアを管轄する旧一般電気事業者と同様に、燃料費調整額と合わせて市場価格調整額をご請求いたします。）	お見込みのとおりです。
9	弊社落札の場合、電気料金のお支払いは納付書か口座振替でご対応いただくことは可能でしょうか。また、取引先銀行はどちらになりますでしょうか。	対応可能です。銀行は「しずおか焼津信用金庫 まるせい営業部」です。